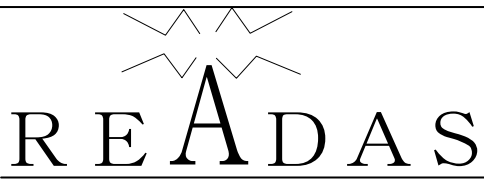


第 5943 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 4月24日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 相続財産が未分割の場合

Q：相続人で遺産分割協議をしていますが、申告期限までにまとまりそうにありません。この場合、どうなりますか？

A：遺産が未分割の場合、「配偶者の税額軽減」や「小規模宅地等の特例」の規定の適用はありませんが、申告書に分割見込書を添付するなど一定の手続きを踏めば、分割確定後に適用を受けることができます。

【解説】

相続税の申告期限までに、遺産分割協議が整わず、未分割の場合は、民法の規定による相続分の割合に従って相続財産を取得したものととして、各相続人の課税価格を計算します。

この場合、「配偶者の税額軽減」や「小規模宅地等の特例」の規定は、分割が確定し取得者が特定された財産について適用されるため、未分割の財産について適用することはできません。

しかし、当初申告時に、分割されていない事情や分割見込みの詳細等を記載した「申告期限後3年以内の分割見込書」を申告書に添付し、かつ、3年以内に分割が確定した場合には、分割確定後にこれらの規定を適用することができます。なお、この場合において、これらの規定を適用して税額計算を行った結果、当初に申告していた相続税額が過大となった場合には、分割が確定した日から4ヶ月以内に更正の請求を行うことにより、過納分の相続税額の還付を受けることができます。

